

広 報



ほくしん

No. 112号

'78

2月号

■発行/鹿部村 ■編集/企画課 ■製作/札幌ほくしん



とじておきましよう

ことし四月に新入
学する児童の身体検
査が行われました。
このあと知能テス
トが実施されました
が、幼児教育の成果
を発揮し、先生の質
問などに活発に答え
ていました。



新入学児童の
身体検査

昭和五十三年交通事故死 全道第一号鹿部村で発生

昭和五十三年一月一日交通死亡事故が鹿部村で発生しました。これでは昭和五十一年五月三日より続いていた交通事故死ゼロの日が六〇八日でストップしました。

交通事故は被害者も加害者も凶り知れない不幸を招きます。交通ルールを正しく守り交通事故にあわないようにしましょう。

北海道の冬は、飲酒運転やスリップによる交通事故が多くおきています。みんなの力で冬の交通事故を防止しましょう。

飲酒運転は最も悪質な交通犯罪です。「のんだら乗らない、乗るならのまない」を合言葉に家庭から地域から飲酒運転絶滅をよびかけ飲酒運転を追放しましょう。

冬道はすべりやすく、キケンな個所が多くなります。スノータイヤやチェーンをつけていても運転には細心の注意を払って安全運転をしましょう。又、冬は積雪等で道路も狭く見通しも悪くなります。除雪や通行の妨げとなるような駐車や停車をやめて、冬の道路を広く使いましょ。

夜の安全とは自分を見せることです。夜間外出する時は必ず夜光反射材を身につけ、夜の交通事故から自分を守りましょ。

みんなの力で、鹿部村から交通事故を追放し、安全で住みよい村をつくりましょ。

冬の交通安全について

冬は寒さや雪のため道路交通環境が一変します。歩行者も運転者も冬の交通環境にあった安全運転安全歩行を励行しましょう。

●運転者のみなさん!! 子供に注意子供を見たら赤信号、特に冬場はソリやスキー遊びで突然道路に滑り込んでくる子供がいるかもしれません。住宅街などを通行するときは、あらかじめ十分にそのことを想定して慎重な走行を心がけましょ。

冬の安全運転はスピードをセーブしてゆとりをもって走ることが一番です。路面が積雪・凍結して非常に滑りやすく、車のコントロールが至難になることを、常に忘れないことです。

●お母さん!! 子供の監督保護を冬になると、路上でソリやスキー遊びをしている子供の交通事故が必ずどこかで発生します。

この冬はあなたのお子さんが犠牲になるかも知れません。

路上ではソリ・スキー・スケート遊びを絶対に行わないように、厳しく指導すると共に、地域の父母が協力して、安全な遊び場所を設定してやる必要があります。

●歩行者のみなさん!! 安全歩行を積雪のため道巾が狭くなったり歩道が通行できなくなったりします。歩行者は、車と対面して通行できる右側歩行を心がけなければなりません。狭い道路ではそれでも尚、危険な場合があります。車とのすれ違いには十分気をつけましょ。又、道路を横断する時は、見通しのよい安全な場所でも、安全を確かめてから横断しましょ。

冬の安全運転について

1、危険な雪道凍結路での急発進凍結している路面での急発進は夏の平常路に比べて危険が多く、スリップを起こして、横振れを起こすので、特に次の点に気をつけて、無理のない発進をすることが必要です。

- ①車輪が空転しないように、アクセルの踏み込みを夏の土ま程度におさえ、クラッチを除々にないでゆつくり発進する。
- ②クラッチ操作に自信のない人は、セカンドギヤを使う。
- ③前輪を真っ直ぐに保ち、前輪の抵抗を少なくする。
- ④停車するときは、あらかじめ発進しやすい場所を選んで停車する。

2、避けたい雪道での急ハンドル、積雪路などの急ハンドルは、事

お知らせ

冬に利用できる積雪寒

冷地冬期雇用促進給付金制度ができました

ぜひご利用を!!

事業主のみなさん!!

この冬から北海道など雪が多く寒さの厳しい地域で季節労働者の雇用促進をはかるため「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」(略称、積寒給付金)制度が新設されました。この制度は一月一日から三月三十一日までの間に、季節労働者を十日以上雇った事業主に国から冬期雇用奨励金が支給されるほか、所定の講習を実施した場合には冬期職業講習助成金も加算されます。手続きも簡単です。ぜひこの制度を有効に活用されるようお勧めします。

対象事業主は

- ①林業②建設業③採石業及び砂・砂利又は玉石の採取業④セメント製品製造業⑤建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)

- ⑥一般製材業⑦特定貨物自動車運送業(専ら建設関係資材を運送するもの)の業種の事業主となります。

対象となる季節労働者とは

右記の業種に雇用されていて①十一月一日以降離職し短期特例

一時金を受給した方、又は一時金の受給資格のある方のほか②七月十六日以降引続き短期雇用特例被保険者として雇用されている方をいいます。

積雪寒冷地冬期雇用促進給付金趣旨

気象条件の特に厳しい積雪寒冷地において、建設業等の屋外作業を行う事業主が、冬期間、季節労働者を就労させ、又は職業講習を受講させ、通年雇用に必要な知識又は技能を付与することを促進するための助成を行い季節労働者の雇用と生活の安定を図ろうとするものです。

給付金の種類

給付金は冬期雇用奨励金及び冬期職業講習助成金があります。



詳細は最寄りの
公共職業安定所へお尋ね下さい

故の原因となるので避けなければなりません。小きぎみに修正するときは、早めに正しいハンドル操作を行うようにします。片手ハンドルや不確実にハンドルを握っているとき、ハンドルをとられるのでハンドルは確実に握るよう心がけて下さい。

後輪が横すべりした時は、クラッチを切り、ハンドルは横すべりした方向に軽く切つて修正し、静かにクラッチをつなぐようにした方がよく、あわててブレーキを踏まないように注意することが大切です。

3、冬道でのブレーキ操作
積雪・凍結路面での、急ブレーキは、スリップや横すべりを起こし危険ですので、早めに早めにポンピング・ブレーキを使って止まるようにします。

カーブでの急ブレーキは、車輪がロックされ、いくらハンドルを操作しても車は直進を続けるのでカーブにさしかかる前に十分減速しておくことが、ブレーキ操作の決め手です。又附着した氷雪のため、ブレーキの制動効果が低下することがあるので、車体の氷雪はすみからすみまで、よく除いておくことが大切です。



冬の交通事故をなくそう



『鹿部村郷土資料研究会』

発足！

「郷土を知ろう」ということで、今度鹿部村郷土資料研究会が発足しました。

この研究会の趣旨としては、郷土の産業・経済・文化・教育・観光等をVTRに撮影し、学校教材及び観光PR用に供することを目的としています。

現在鹿部村教育研究所では小学校三・四年生用の社会科の副読本として郷土学習用の「しかべ」をまとめており、五十三年末に完成の予定です。

この作業と平行してVTRによる「目で見る鹿部」を完成し、学習に役立てようとのねらいです。また、村外からの観光客も増加しており鹿部を目で紹介し、観光宣伝にも役立てる予定です。今年一年間の作業日報を組み、年末にはフィルム編集を終了し、五十四年一月から使用できるようにと考えております。

編集は

- 1、総集編
- 2、各分野別編
 - ①教育文化
 - ②産業経済
 - ③行政
 - ④観光

研究会メンバー

- 代表 中村 健一 (鹿小)
 神原 晟至 (〃)
 宝金 仁三郎 (〃)
 多賀谷 智 (〃)
 土谷 文男 (教委)

◆老人医療費無料化の年令引下げについて◆

老人医療費の無料化は従来七十歳以上の老人と六十五歳以上のねたきり老人が対象となつていましたが、二月一日より家族的条件を附して六十五歳まで年令を引き下げることになりました。

対象者の家族的条件とは

- 一、老人の単身世帯
- 二、老人夫婦世帯(配偶者が六十歳以上でもよい)
- 三、老人と子供の世帯(十八歳未満の子供)

※尚、十八歳以上の子供がいても次の場合は対象となります。

- イ、子供が重度心身障害者
- ロ、子供が学生の場合は二十歳未満のもの
- ハ、子供が生死不明の場合
- ニ、子供が拘禁されている場合
- ホ、子供が社会福祉施設に入所している場合
- ヘ、子供が長期療養者の場合
- ト、子供が抑留されている場合などです。

満六十五歳から六十九歳までの方で該当するのではないかと思われる方は役場民生課までお問い合わせ下さい。

昭和52年分所得の申告日程決まる!

——今年は各地域で……必ず申告を——

(申告日程)

月	日	時	間	場	所	月	日	時	間	場	所
3月	1日	9時	～	16時	大岩公民館	3月	6日	9時	～	16時	本別集荷所
	2日	〃			鹿部会館 (旧信金) あと		7日	9時	～	12時	〃
	3日	〃			宮浜生活館		7日	13時	～	16時	出来納集会所
	4日	〃			宮浜児童館						

(役場からは日時・場所を指定されますが、都合のわるい方は上記の期間中各会場で申告して下さい。)

●持参するもの

- ①印鑑 ②生命保険の52年中に支払った領収書 ③障害者手帳 ④医療費控除を受ける場合は領収書
- ⑤役場からの通知書

※申告をしない場合は諸控除を受けられないと同じに、法にもとづき罰せられますので必ず申告して下さい。

三月一日～十五日
—固定資産課税台帳
縦覧期間—

昭和五十三年一月一日現在所有している土地・建物・償却資産について課税する固定資産税の台帳を右記日程で役場税務課において縦覧致しますので、お知らせ致します。

国民健康保険税の納入について

昭和五十三年度分の保険税も全納期が過ぎましたが、村全体で82% (2/4現在) より納入されておらず、未納されている方は特段の御協力をお願い致します。

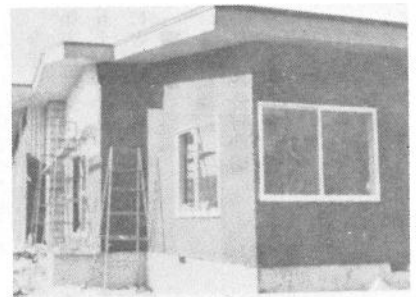


●保険税は道路

船揚場、公営住宅等の公共施設の建設にあてるものではなく、国民健康保険に加入している皆さんの治療代を病院への支払にあてるものです。このため保険税が納入されないと病院へ支払うことに支障をきたし、金融機関より高い利息で借金をし、病院へ支払うことになり

ます。又滞納保険税が増え、保険税の納入率が悪いと国からの補助金も減額されておき、この補助金の減額分も合せて来年度の保険税に上積みされて行くことになり結果的に保

険税が高くなることとなります。保険税の納入が遅れると以上のことから国民健康保険に加入している他の人にも迷わくをかけることになり、国民健康保険は相互扶助によって成り立っていることを御理解され未納保険税を早急に納入されるようお願い致します。



確認をしてください!

未納を、そして納入を



税 保 險
固 定 資 産 税
村 道 民 税
軽 自 動 車 税

広報しかべ

もうすぐ一年生

ことし四月に、鹿部小学校に入
学する児童の名簿ができました。
入学対象児童は、昭和四十六年
四月二日から四十七年四月一日ま
でに生まれた者で、総数一〇三名
となっています。

なお、名前等に誤りがありまし
たら、教育委員会学校教育係（T
E L三一四、三二五）へご連
絡ください。



大岩地区

- 工藤 美和子 忠一
- 工藤 由美子 繁雄
- 熊川 陽子 誠
- 佐藤 美和子 安治
- 杉田 雅志 賢一
- 原田 憲昇 政則
- 盛田 晃弘 春吉
- 千葉 美保 光悦

鹿部地区

- 岩井 潤一 久尚
- 岩井 智子 弘
- 伊賀野 直樹 善一
- 小沢 珠樹 節男
- 小田 真理子 繁夫
- 小田 ひろみ 金一
- 工藤 秀貴 秀俊
- 工藤 寿 輝光
- 久保田めぐみ 登
- 佐藤 巨孝 克之
- 佐藤 友子 安美
- 竹浪 則行 健三
- 中野 洋 勝太郎
- 成田 貴美 隆士
- 根本 美子 晃
- 能代 明 幸二郎
- 松本 久子 秀康
- 水口 恵 登喜夫
- 皆川 江理子 哲儀
- 盛田 昌彦 鉄次
- 盛田 欣也 鉄美

官浜地区

- 阿部 真人 正喜
- 阿部 弘成 恵美子
- 伊藤 昌彦 忠
- 伊藤 広一 忠光
- 伊藤 美紀 利紀
- 稲葉 忍 藤夫
- 糸谷 友紀 崇夫
- 大堀 五月 憲也
- 奥山 慎司 泰司
- 川口 正 常正
- 金澤 一成 一男
- 河辺 直樹 恵介
- 河辺 まさよ 隆
- 川村 真紀子 秀雄
- 川村 琢也 光雄
- 清田 美香 光子
- 佐藤 幸男 春雄
- 佐藤 賢大 喜一
- 桜井 秀男 雪男
- 高田 陽子 一男
- 中野 一 勝行
- 中村 剛 健一
- 根本 憲典 京子
- 野口 仁 巖
- 原田 由佳 正和
- 原田 祐樹 良美
- 林 純一 孝一
- 平山 恵 正男
- 平澤 明美 正弘
- 平野 真奈美 誠
- 福地 聖子 正雪
- 松川 俊浩 猛
- 松川 尚美 進

本別地区

- 松本 寿美子 豊春
- 真鍋 桂子 満
- 松本 大樹 豊勝
- 松本 義人 豊
- 松本 めぐみ 武士
- 盛田 さゆり 健一
- 毛利 正浩 あき子
- 渡辺 敦子 亀次
- 和野 豊 正志
- 伊藤 恵子 辰男
- 伊藤 孝一郎 孝男
- 浦 幸司 正司
- 上平 真紀子 賢二
- 釜澤 美穂子 武美
- 加賀谷さゆり 栄子
- 木村 光徳 衛
- 佐藤 俊彦 武俊
- 下山 豊 幸子
- 高橋 美知子 茂之
- 高橋 勝 輝幸
- 種崎 晃 繁
- 竹駒 悟 清一
- 中村 猛 敏春
- 中村 尚子 宣雄
- 中村 英樹 英一
- 中島 千賀子 鉄春
- 西村 美和子 栄
- 野田 好子 勝雄
- 野田 久美子 強
- 野田 昌克 昌彦
- 平田 浩一 長
- 平井 直美 正雄
- 平井 ひとみ 正義

- 松本 英一 喜平
- 松本 淳一 時雄
- 三国 治 政春
- 村林 知子 悦雄
- 村田 公美子 隆男
- 村田 智子 烈
- 山本 文晴 福之助
- 山本 匡里子 勝義

男子 五十三名
女子 五十名

ありがとうございます
ごさいます!!

工藤医院は、一月二十五日に、
めぐまれない人々のために、社
会福祉協議会に一万七千二百八十
円を寄贈しました。



漁業離職者援護

措置について

このたび政府においては、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する臨時措置法」及び関係政省令を制定し、北洋漁業等の従事者で、減船のため失職した方々の救済を実施することとなり、該当者には訓練待期手当又は、就職促進手当(最高月額八四、三〇〇円)等を支給することとしております。

この援護措置を受けるためには、「漁業離職者求職手帳」の交付を受けなければなりません。この手帳の申請期限は特別の場合を除き「昭和五十三年四月一日」までとなっておりますので、対象となりそうなる方は北海道漁業局函館支局(〇一三八一四二一五七三二)もしくは函館公共職業安定所森出張所(〇一三七四二二二二三八)に問合せください。

住所の変更届は忘れずに

住所の居住に関する事業を把握するために、住民基本台帳があります。

今日のように生活圏が広域化し人口の移動が激しい状態においては、市町村の機関のみではその実態の把握が困難であり、どうしても住民からの住所の変更などに関する正確な届出が必要となります。

この台帳は、わたくしたちの日常生活での住所、世帯などについての公証、選挙人名簿の登録、国民年金の受給、就学、印鑑登録など権利関係の基礎となる大切なものです。

また、市町村が自治の運営を行い、行きたいサービスを提供するために貴重な資料となります。住民が住所の変更などで届出をしなければならぬものは、次の

とおります。
転入届(あらたに市町村の区域内に住所を定める場合)
十四日以内

転居届(同一市町村の区域内において住所を変更する場合)
十四日以内

転出届(市町村の区域外へ住所を移す場合) 事前に
世帯変更届へ属する世帯又は、その世帯主に変更のある場合)

十四日以内
なお、正当な理由がないのにこれらの届出をしない場合や虚偽の届出をしますと住民基本台帳法に基づき罰せられることがあります。

お問い合わせは役場民生課へ。

土地取引には、国土利用計画法に注意しましょう

土地の投機的取引と地価高騰の抑制を大きな目的として、昭和四十九年十二月、国土利用計画法が施行され、土地を取引する場合は

あらかじめ届出が必要となりました。

届出が必要なことを知らないで土地を購入したため、適正な価格より相当高い価格で、あるいは山奥の土地を宅地として買ってしまつた例も見受けられます。安心して土地を買うためにも、次の点に十分注意し、土地取引の際は、届出をしてください。

■届出が必要な土地取引の面積
○市街化区域二千平方メートル以上

○市街化区域以外の都市計画区域五千平方メートル以上
○都市計画区域以外の区域二万平方メートル以上

この場合、個々の取引面積が小さくても、売る方か、買う方が計画的に右の面積以上の取引をするときも、届出が必要です。

■届出は、土地の所在する市町村役場へ。(届出書用紙は、市町村役場、支庁にあります。)

■届出後六週間は契約できません。また、価格が著しく高いときや、利用目的が各種の土地利用計画などに適しないときは、知事又は市町村長が取引の中止や変更の勧告をすることがあります。

■届出が必要な取引であるのに届出がなかった場合は、六月以下の徴役又は三十万円以下の罰金に処せられることもあります。

■届出が必要な面積の住宅地分譲の場合で、分譲業者があらかじめ知事又は市町村長の確認を受けた価格以下で分譲するときには、届出は必要ありません。

お問い合わせは、役場企画管財課へ。

せんたく機など湿気の多い場所で使用すると感電の危険がありますので、アース(さとり)つけて使用しましょう



村の人口

(52. 12. 31現在) ()は前月比です。

世帯数	1,201世帯	(-1)
総人口	4,979人	(-10)
男	2,476人	(-4)
女	2,503人	(-6)